

「令和4年度みえ食と農林水産連携プロジェクト推進事業業務委託」
業務仕様書

1 目 的

消費者の食に対する意識は、SDGsへの取り組みが活発化する中で、これまで以上に、地産地消、食の安全・安心への関心の高まりや、生産者とのつながりを求めるなど変化してきている。

そのような中、より一層地産地消を進め、消費者に支持される付加価値の高い商品の提供につなげるためには、生産者と消費者、そして食品製造、飲食、流通小売事業者等の実需者を含めた多様な主体がコミュニケーションを通じて相互の理解を深め、マーケットインとプロダクトアウトの融合を進めるための仕組みが必要である。

そこで、生産者と消費者及び、食品製造、流通小売事業者等の実需者が双方向でつながることのできるオンライン上のコミュニティを活用し、継続的な相互交流を行うことで理解を深め、本県農林水産業の活性化を目指すものとする。

2 業務委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

3 業務内容

農林水産業における生産者（個人、団体や法人等組織を含む）と消費者（個人、団体や法人等組織を含む）及び、食品製造、流通小売事業者等の実需者との相互交流を目的に、令和3年度に立ち上げたインスタグラム上のコミュニティを活用しながら、継続的な交流を通じて生産現場への理解や消費者ニーズの把握を行い、新たな商品・サービスの開発や地産地消の促進につなげる。

(1) 消費者ニーズに合った新商品・新サービスの開発にかかる仕組みの創出

ア オンラインコミュニティの形成・運用

(ア) 令和3年度に開設したインスタグラムアカウント「miefood_innovation」を生かしたオンラインコミュニティ（以下、「コミュニティ」という。）とすること。

(イ) コミュニティの形成に当たり、既存のインスタグラムの他に効果的なシステムがある場合、併用することも可能とする。

(ウ) SNS マーケティングの視点から、ファンの増加や交流を生み出すための戦略に基づくコミュニティ名、使用する共通ハッシュタグ等を考案すること。

(エ) コミュニティの形成に当たっては、実店舗に納品している生産者、自身で販売を行う生産者の双方を参加させること。

(オ) コミュニティに参加する生産者は、地域性・業種に偏りが出ないように配慮すること。

(カ) コミュニティには、生産者と消費者のほか、流通事業者等の実需者へも参加を促すこと。

(キ) 令和3年度事業に参加した生産者・実需者も、引き続きコミュニティへの参加を促し、積極的な発信が行われるようフォローを行うこと。

(ク) 生産現場の取組や消費者のニーズが相互に理解されるよう、テーマ設定やファシリテーションを行い、参加者の活発な交流を促す仕掛けを検討するなど、工夫した運営を行うこと。

(ケ) コミュニティは、消費者が気軽に参加できる雰囲気を醸成し、参加する中で理解を深め、コアなファンとして育成するようなものとする。

(コ) 参加者による誹謗中傷や公序良俗に反するおそれのある投稿を防ぐ仕組みを整

備すること。

イ 生産者向け研修の実施

- (ア) コミュニティに参加する生産者を対象に、生産者が自らの取組を発信することの重要性及び SNS の効果的な使い方、新商品を開発するためのノウハウを学べる研修を実施すること。
- (イ) 研修内容は、消費者の意識の変化も踏まえながら、生産者としての想いや強みを深掘りするとともに、消費者とのコミュニケーションを通じて相互理解を深めるための発信方法及び商品開発を行う際の留意点や消費者ニーズの汲み上げ方を学ぶものとする。
- (ウ) SNS 初心者の生産者に対しては、アカウント開設や投稿のフォローを行うこと。
- (エ) 研修は3回以上実施すること。
- (オ) 研修方法はオンライン、対面のどちらも可能とする。

ウ 新商品等開発に向けた取組の実施

- (ア) コミュニティに参加する生産者による、新商品・新サービスの開発（商品のブラッシュアップを含む）に向けた取組を行うこと。
- (イ) 取組では、新商品開発又は商品のブラッシュアップを検討している生産者を中心に、多様な事業者によるグループを2つ以上作り、開発等に向けた検討を進めるものとする。
- (ウ) グループでの検討が新たなイノベーションにつながるよう、コミュニティに参加する事業者に対し積極的な参画を促すこと。
- (エ) グループには消費者も必ず参画するものとし、ニーズを十分に汲み取れる仕組みとすること。
- (オ) ウ（ア）から（エ）によるグループの活動により、新商品・新サービスの試作や開発・改善に関する企画の提案、検証を具体的に行うこと。

(2) 結果分析

- ア 上記取組を実施したことによる効果を検証、分析のうえ報告すること。
- イ 効果検証にあたっては、コミュニティに参加した事業者、消費者双方の意識、行動の変化及び、生産者の売上への影響について調査を行うこと。
- ウ 結果を分析し、報告する際は取組前後での比較ができるものとする。
- エ 検証結果に基づき、オンラインコミュニティを活用した消費者、生産者、流通事業者等の交流の在り方に関する提案を行うこと。

4 業務実施上の条件

- (1) 業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 委託期間内においては月1回以上、三重県との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 三重県との打ち合わせ、協議等を行った際は、受託業者において議事録を作成し、その内容を三重県と共有するものとする。
- (5) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。

- (6) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託業者が必要な処理を行うものとする。
- (7) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しを持って三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (8) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 委託業務に関して知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (10) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受け、その取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- (11) 受託業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (12) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (13) 三重県が受託業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

5 納品物

委託業務終了後、委託期間内に、以下のものを作成し、提出すること。

なお、委託事業実施報告書には、委託業務の実施内容、実施結果及び成果の詳細、課題と今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項を記載すること。

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・委託業務実施報告書 1部
- ・上記の報告に係る資料及び企画提案コンペへの提出資料に関する紙資料及び電子データ資料を収めた電磁的記録媒体 1部